

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 池 田 慎 久				
年月日	令和7年4月～令和7年9月			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	新生奈良研究会（株式会社奈良新聞社）			
年会費支払目的	研修会や講演会、意見交換会などを通じて各種情報を収集し、奈良県政の発展と地域活性化に取り組む議員活動に役立てるため			
按分率の説明	按分率 75.0% （懇談会会費 7,500 円を除く 22,500 円を充当）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 奈良県の活性化や地方創生等、政策面での研修会や講演会を実施。参加者との意見交換や情報交換を実施。 ◆本会の活動頻度 年5回程度の研修会、講演会等を実施。 ◆参加者の状況 奈良県議会議員をはじめ県下市町村議会議員、企業経営者や幹部社員が参加。 ◆効果 研修会や講演会、意見交換会などを通じて各種情報を収集し、奈良県政の発展と地域活性化に取り組む議員活動に役立てている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	令和7年度支払 年会費 4/1	30,000 円	研修会・講演会等費用 令和7年4月～令和7年9 月分 60,000 円÷12 ヶ月×6 ヶ月	2
	合計 30,000 円 按分率 75.0% （懇談会費 7,500 円を除く 22,500 円を充当）			
備考	添付資料：新生奈良研究会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名 称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目 的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事 業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広 報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会 員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会 費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内
に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 池 田 慎 久				
年月日	令和7年4月～令和7年7月			
年会費名	奈良政策研究会 会費			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	研修会や講演会、意見交換会などを通じて各種情報を収集し、奈良県政の発展と地域活性化に取り組む議員活動に役立てることを目的とする。			
按分率の説明	按分率 66.6% R7.4月～R7.7月 毎月会費 5,220 円のうち 3,476 円を充当			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 奈良県の活性化や地方創生等、政策面での研修会や講演会を実施。参加者との意見交換や情報交換を実施。 ◆本会の活動頻度 年4回程度の研修会、講演会等を実施。 ◆参加者の状況 奈良県議会議員をはじめ県下市町村議会議員、企業経営者や幹部社員が参加。 研修会や講演会、意見交換会などを通じて各種情報を収集し、奈良県政の発展と地域活性化に取り組む議員活動に役立っている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	4月会費 4/30	5,220 円	研修会・講演会等費用	14
	5月会費 6/2	5,220 円	研修会・講演会等費用	26
	6月会費 6/30	5,220 円	研修会・講演会等費用	38
	7月会費 7/31	5,220 円	研修会・講演会等費用	53
	合計	20,880 円 （うち 13,904 円を充当）		
備考	添付資料： 奈良政策研究会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和商田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇談会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連絡。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

(役 員)

2 第4条 2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………2名 | (5) 会 計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。

3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

(経費)

第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 池 田 慎 久				
年月日	令和7年4月～令和8年3月			
年会費名	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和7年度年会費			
相手方	森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議			
年会費支払目的	活力ある森林づくりと林業活性化に関する政策の勉強と議員活動に役立てるため			
按分率の説明	按分率 100.0%			
活動内容等	◆本会の活動内容 活力ある森林づくりと林業活性化を目指し、森林・林業施策に関する調査研究や提言を通して森林・林業施策を促進するとともに、参加者との意見交換や情報交換を行っている。			
※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動頻度 総会や研修会等を実施。 ◆参加者の状況 奈良県議会議員が参加。 ◆効果 総会や研修会をはじめ意見交換や情報交換を通じて、森林・林業施策の推進と地域活性化に取り組む議員活動に役立てている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	別紙のとおり 充当額	2,202 円	別紙のとおり	157
	合計 2,202 円 按分率 100.0%			
備考	添付資料：森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進 奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 この議員連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）（以下「連盟」という。）と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、前条の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 連盟は、第2条の目的に賛同する奈良県議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 連盟に会長のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 副会長 1名
 - (2) 幹事長 1名
 - (3) 幹事 数名
 - (4) 監査 1名
- 2 前項の役員は、会員の中から互選する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

(議事の決定)

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

(経費及び会費)

第10条 連盟の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会計年度)

第11条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第12条 本規約に定めのない事項は、役員会において、協議の上定める。

附 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月22日から施行する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 池 田 慎 久				
年月日	令和7年11月5日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 2025 年度会費			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	奈良県の人権や福祉に関する政策の勉強と議員活動に役立てるため			
按分率の説明	按分率 100.0%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築を目指し研修会や講演会等を実施するとともに、参加者との意見交換や情報交換を行っている。 ◆本会の活動頻度 年数回の研修会や講演会等を実施。 ◆参加者の状況 奈良県議会議員をはじめ県下市町村議会議員が参加。 ◆効果 研修会や講演会、意見交換などを通じて各種情報を収集し、人権が尊重される奈良県づくりを通して、奈良県政の発展と地域活性化に取り組む議員活動に役立てている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2025 年度 年会費 11/5	30,000 円	研修会・講演会等費用	94
	合計 30,000 円 按分率 100.0%			
備考	添付資料：奈良ヒューライツ議員団規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熟あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記の役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

2 本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回（2月・5月・8月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 池 田 慎 久				
年月日	令和7年11月5日			
年会費名	奈良「正論」懇話会 年会費			
相手方	奈良「正論」懇話会			
年会費支払目的	有識者の講演等を通じて政策の勉強と議員活動に役立てるため			
按分率の説明	按分率 100.0%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 産経新聞の「正論路線」をふまえ「正論」を執筆する内外の有識者の講演会や研修会、内外の情勢視察などを開催。 参加者との意見交換や情報交換を実施。 ◆本会の活動頻度 年数回の講演会等を実施。 ◆参加者の状況 奈良県内の政財界関係者や県民等が参加。 ◆効果 講演会や意見交換などを通じて各種情報を収集し、政策立案や提言を行うとともに奈良県政の発展と地域活性化に取り組む議員活動に役立てている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費 11/5	50,000 円	講演会等費用	95
	合計 50,000 円 按分率 100.0%			
備考	添付資料：奈良「正論」懇話会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良「正論」懇話会について

設立趣旨

産経新聞社では昭和48年以来、オピニオン欄「正論」を掲載するとともに、月刊誌「正論」を発行し、報道紙面と併せて、明確な主張で世論形成に役立つように努めています。懇話会は、「正論」を執筆する内外の識者らの意見を直接聞く場を設け、日本のあるべき姿を模索するとともに、会員相互の交流・情報交換によって親睦と地域文化の向上を図っています。

奈良「正論」懇話会のほか、現在、九州（福岡市）、和歌山、京都、千葉、群馬、愛媛、仙台、大阪、名古屋、長州（山口県）、三重、神戸で計13の懇話会があります。地域の実情などに応じて規約をつくり、年会費を募って運営しています。

また、北海道、山形、秋田、栃木、茨城、静岡、岡山、広島、沖縄、沖縄八重山支部にも友の会が設置され、講演会が行われています。

設立の経緯

奈良「正論」懇話会は、奈良の政界・財界代表や宗教者、学者、文化人らが発起人となり、平成12年2月23日に設立されました。現在の会員数は約90人（法人・個人）です。

奈良「正論」懇話会の運営

年間4回、講演・懇親会を開催。会員と招待者だけのクローズ形式が通例で、区切りの回などは一般聴講者も交えたオープン形式も取ります。講演会の後、講師を囲んで懇親会を開催。年会費は5万円で、年度初めに一括して納めていただいております。会費は雑誌「正論」の年間購読料と、講演・懇親会に充てられます。（年度途中入会の場合は、会費軽減できます）

事務局

産経新聞奈良支局（奈良市油留木町44-2、☎0742-26-6381）内に置きます。同支局長が懇話会事務局長を兼務、会費関係など業務全般を統括しています。

奈良「正論」懇話会規約

(名称及び事務局)

本会は、奈良「正論」懇話会 と称し、事務局を産経新聞奈良支局に置く。

(目的及び事業)

第二条 本会は、産経新聞の「正論路線」に賛同し、「正論」を執筆する内外の有識者らとの交流を図るとともに、会員間の懇親を深めることを目的とする。このため、次の事業を行う。

- ①定例講演会、研究会、内外の情勢視察など。
- ②「正論」路線を普及するための関連資料を配付。
- ③その他が、「目的」達成のため、必要な事業。

(会員)

第三条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する団体・法人、個人で構成する。

(役員)

第四条 本会に、会長、副会長、幹事、会計監事および事務局長を置き、運営に当たる。また、必要に応じ顧問を置く。

(会費)

第五条 会費は、年額一口五万円とし、一括納入する。入会金は徴収しない。

(総会)

第六条 年一回、総会を開く。

(事業年度)

第七条 事業年度は、四月一日から翌年三月末日とする。

(入退会)

第八条 新規加入は、役員推薦によるものとする。会員の資格は、会費納入で生じる。退会のさい既納の会費は返却しない。

(付則)

この規約は、平成十二年二月の設立総会の承認を経て、総会日から施行する。

令和7年度事務所状況報告書

会派・議員名 池田 慎 久

①政務活動事務所	☒ 自宅 ☐ 自宅以外
②所在地	住所 奈良市宝来 3-1-10 電話 0742-48-0680 延べ床面積 264.08 m ²
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☐ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☒ その他（ 自宅 ）
④所有区分	☒ 自己又は配偶者、3 親等以内の親族、同一生計者の所有 ☐ 賃貸物件（賃貸借契約先所有者 ☐ 第三者） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸有） ☐ 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	☐ 使用実態（使用面積又は使用時間による） ☒ 事務所全体面積 264.08 m ² （a）※自宅全体面積 264.08 m ² うち政務活動使用面積 105.06 m ² （b） ☐ 事務所使用時間 時間（a）うち政務活動使用時間 時間（b） （b）／（a）＝105.06／264.08→ 按分率 39.7%
⑥事務所賃借料の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 / （按分率の考え方： ）
⑦駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / （按分率の考え方： ）
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 39.7% （按分率の考え方：上記⑤と同様に按分率 39.7%を充当）
⑨備考	

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。